

公益財団法人社会医学研究センター

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人社会医学研究センター（以下「この法人」という）の定款第11条第6項及び第24条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款9条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員と評議員と併せて役員等という。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤の役員等とは、常勤役員以外の役員、並びに評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定される法人の役員等としての職務遂行の対価としての報酬、役員賞与、退職手当とする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第11条第4項及び第24条第1項に規定する通り、役員等は無報酬とする。ただし、定款第24条の規定に基づき常勤役員のみ職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員に役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員に報酬を支給する場合は、その報酬額は月額40万円を上限に、理事の場合は各々の理事の職務の実情に応じ代表理事が理事会の承認を得て決定し、監事の場合は監事同士の協議により、決定するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員月額報酬等は毎月25日（その日が休日のときは、前日に繰り上げる）に支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の計算)

第6条 新たに常勤役員となった者には、その日から日割計算で報酬等を支給する。

- 2 役員が退職又は死亡したときは、その月までの報酬等を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（宿泊費を含む）を、別に定める出張費規程に準じて支給することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

(規定の改廃)

第10条 この規程の改廃は評議員会の決議による。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。